

平18福情答申第9号
平成19年1月4日

福岡市長 吉田 宏 様
(港湾局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉 野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成17年10月20日付け福港総第243号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「1994年、2001年、2002年、2005年にわたって、人工島事業への融資に関し博多港開発株式会社と銀行団が交わした融資協定書と関連書類一式」の非公開決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審査会の結論

「1994年，2001年，2002年，2005年にわたって，人工島事業への融資に関し博多港開発株式会社と銀行団が交わした融資協定書と関連書類一式」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が不存在を理由として行った非公開決定処分（以下「本件決定」という。）は，取り消すことが妥当である。

また，実施機関は，改めて博多港開発株式会社（以下「博多港開発」という。）から黒塗り部分のない本件対象文書を取得し，公開決定等を行うことが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，平成17年9月7日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について，取消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成17年8月29日，異議申立人は，実施機関に対し福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により，本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成17年9月7日，実施機関は，本件対象文書については，「博多港開発株式会社の情報公開に関する協定書」（以下「情報公開協定書」という。）の対象文書に該当しないとして博多港開発から提出されなかったため，実施機関において保有していないことから，条例第11条第2項の規定により本件決定を行い，その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成17年9月20日，異議申立人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

(3) 黒塗り部分のある本件対象文書の任意提供について

実施機関は，平成17年12月に博多港開発より提供を受けた，融資利率，協調融資分担当の金額，法人の代表者印影，指定預金口座の部分黒塗りした本件対象文書（以下「黒塗り協定書」という。）を異議申立人に任意提供した。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は，異議申立書及び平成18年3月31日付け反論意見書並びに平成18年7月26日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において，おおむね次のように主張している。

ア 違法性の指摘

条例第1条は「市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」と規定している。しかし、市長の非開示決定はこの目的を達成していないので、第1条に違反する。

情報公開請求者は、市長に博多港開発と銀行団が交わした数次の融資協定書と関連書類一式の公開を求めた。仮令「情報公開に関する協定書」の対象文書になっていなくても、福岡市は51パーセントの出資者であり博多港開発を実効支配しているのだから、市長は「情報公開に関する協定書」の誠実実行とそれ以外の方法での当該公文書の存在検索を博多港開発に求めることができた。「情報公開に関する協定書」にはかかる要求をした事跡がない。市長の職務怠慢、不作為であり、情報提供努力をしていないので条例第11条3項違反である。

イ 不当性の指摘

福岡市は元港湾局長を社長に送り込み重要な役職員を福岡市から派遣しているなど博多港開発の管理運営権を実質的に掌握しているのだから、また株式の過半数を保有する筆頭株主の調査権を行使できる立場にいたのだから、福岡地裁で係属中の「人工島ケヤキ庭石に係る特別背任事件」でその存在が明らかになった当該公文書の開示を博多港開発に求め福岡市の取得するところとなし情報公開請求者に開示すべきところ、消極的に市長は当該公文書非存在を主張するだけで、開示に向けた積極的努力を払わなかった。これは市長の職務怠慢であり不当である。

ウ 事実問題として、福岡市は博多港開発を実効支配している。

福岡市は博多港開発を設立し、51パーセントの株式を有しているので、経営権を支配している。また、福岡市は200億円の緊急融資枠を予算化し増資の要求にも応えている。さらに、人工島の同社2工区埋立権を396億円で買い取り、市の直轄事業に転換し多額の市税を投入した。これらの事実から福岡市が同社に所持する責任と権限は大きいといわざるを得ない。このため、福岡市は博多港開発に対して助言・監督の立場を超えて実質的に融資条件等を決定する立場にあった。すなわち、融資枠、返済方法、融資利率、担保物件の内容について知るべき立場にあったどころか、これらの内容決定に参加する実質的実効支配の立場にあったといわざるを得ない。

エ 2001年8月2日の「協定書」の第23条立会人条項は実効支配の証拠である。

博多港開発と融資11銀行団が交わした協定書にこれまでなかった立会人条項が新設された。この条項が福岡市の博多港開発への実効支配を裏付ける証拠となった。

先ず、同条項は、福岡市長は、博多港開発の経営権を有すると言明している。

次に、本協定すなわち博多港開発と融資銀行団が交わした融資「協定書」の立会人となることを表明し、博多港開発を管理、監督することを約すと謳っている。融資元である11銀行団への返済が滞らないよう管理、監督するためには、福岡市が元金償還と利払い明細を知らないことには返済が滞らないよう管理、監督することは不可能であるから、その返済計画を福岡市が知っていたことになる。つまり、福岡市は返済計画を知っていたと推定される。

さらに、ここにいう管理、監督は融資返済計画に対する行政作用をいうのであるから、「融資枠、返済方法、融資利率、担保物件の内容」についてその策定に具体

的に参与したこともあながち否定はできない。

オ 福岡市が情報を非公開決定した理由である文書非保持には根拠がない。

(ア) 市長は「情報公開協定書第3条『会計上の書類』の対象文書ではない」として文書を公開しなかった。すなわち、市長は「文書を保持していないから、開示できない」という。しかし、文書非保持を情報非公開の根拠とすることはできない。すなわち、公開請求対象の情報が同協定書の「事業計画の概要が記録されている文書」や「会計上の書類」ではないとの主張には正当性がない。商法293条の6は総株主の議決権の100分の3以上を有する株主帳簿閲覧権を規定しているが、福岡市はこの規定の株主に該当する。その1は「会計の帳簿及び資料が書面を以て作られたときはその書面の閲覧又は謄写の請求」できること、その2は電磁的記録によって作成された場合の規定である。弁明意見書では公開請求対象文書は会計帳簿の記録材料にならないと断じているが、同書で指摘している「会計ノ帳簿」が仕訳帳や元帳、補助簿を指すものと理解しても、またその資料や補充書類が「会計ノ書類」であるにせよ、これらの会計帳簿に融資元毎の元本償還や利払いの明細記帳があるのは当然であり、協定書締結後には、いつでも、これらの会計帳簿を閲覧すれば融資協定に記載の融資枠、返済方法、融資利率、担保物件の内容を知り得るのであるから、株主すなわち福岡市は会計帳簿を閲覧することによって当該請求情報を知り、所持情報とすることができたのだから、融資協定書の当該箇所を非公開の根拠にした法解釈には理由がない。

(イ) 福岡市は博多港開発の設立者であり、取締役を派遣し市長も認めているとおり同社への経営権を有しているのだから、経営権を行使すれば上記の公開請求の当該情報を知り得たのだから、商法293条の6を適用したり、判例を引用して「少数株主の株主帳簿閲覧」の対象範囲を制限したのは福岡市における情報公開の前進を妨げることである。以上、福岡市が情報を非公開決定した理由である「文書非保持」には根拠がない。

(ウ) さらに、福岡市長は博多港開発の銀行団への融資額返済計画に実質的に参与し、少なくともその内容を知る立場にいたのだから、博多港開発の情報公開協定にまつまでもなく、積極的に請求当該文書を入手し得た。よって「融資枠、返済方法、融資利率、担保物件の内容」など締結融資条件を市民の公開請求に答えて公開すべきであった。

カ 博多港開発における任意の提出の矛盾と結論

2005年12月に福岡市は「利率や各融資銀行の融資割合等」を隠蔽した融資協定書5通を公開した。弁明意見書では市の要請を受けた博多港開発が一部公開したものだという。しかしながら当該隠蔽された利率や各融資銀行の融資割合等は各融資銀行が博多港開発の人工島事業にどのような評価をしているか、福岡市の同返済への管理・監督、事業引継ぎとなった人工島直轄化市政への評価を図る上で欠かせない事柄である。この箇所を一部非公開にしたまま協定書を公開しても、異議申立人だけではなく、福岡市民の納得するところではない。福岡市情報公開請求による当該融資協定書の全部公開を改めて求める。

キ 融資銀行団の社会的責任について、通常、銀行は、返済計画が明確でなければ、融資するはずはなく、融資の審査は大変厳格なはずである。しかしながら、博多港開発への多額の融資はずさんに行われていると言わざるを得ない。しかも、博多港開発は、返済不能に陥り、福岡市に対して支援を求めているという状況である。本来、銀行は、このような事態が起こらないように、博多港開発に対する融資の審査を厳格に行うべきなのに、いざとなれば背後に福岡市がいると考えて、ずさんな融資を行ったと言わざるを得ない。このような銀行団の態度は社会的にも非難されてしかるべきである。

ク ほかに実印部分が黒塗りされていたが、この部分については争わない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成18年2月21日付け弁明意見書及び平成18年8月24日の当審査会委員による口頭意見聴取において、おおむね次のように主張している。

ア 博多港開発について

本件対象文書を保有している博多港開発は、博多港の整備を促進し、その発展に寄与するため昭和36年10月に、広く民間資金を活用し、将来の発展に対応するために福岡市をはじめとし、港湾関係業者並びにその他民間業者の出資により、株式会社として設立された団体である。

なお、本市が51パーセントを出資し本市の施策方針を反映させることとしており、後の49パーセントは76名の民間事業者が出資している。

イ 本件対象文書の性格について

本件対象文書は、民間企業同士の事業経営上の取り決めであり、本件決定時点では、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの」ではないことから条例第2条第2号に規定する公文書ではなかった。

また、本件決定後に博多港開発から提出された黒塗り協定書の内容は、金融機関と融資の相手方（博多港開発）との間の融資枠、返済期限、返済方法、融資利率、担保物件の内容について設定したものであり、その内容を公にすることにより他の融資先の融資条件を決定する際に重大な支障を及ぼすことになるため、条例第7条第2号に規定する非公開事由である事業情報を含む文書であるので一部非公開とした旨の説明を受けている。

ウ 出資法人に係る現行の情報公開制度について

条例第39条は、本市とは別の独立した法人であるが、本市が公益的な見地から出資している団体は、市民に対する説明責任を果たす必要があることから、出資法人の情報公開を推進するため、実施機関及び出資法人の責務等を定めたものである。

本市及び博多港開発とも、このような情報公開制度に関し共通の認識を持って、当該標準書式で情報公開協定書を平成14年9月2日に締結している。

エ 実施機関の情報収集

公開請求時点で本市は本件対象文書を保有しておらず、実施機関の責務として、博多港開発に対し条例第39条の趣旨に基づき、公開を促す公文書により、本件対象文書の提出を求めるとともに、博多港開発と公開に向けた協議を重ねたが、本件決定時点では、博多港開発からは、民間企業同士の事業経営上の取り決めであり、取引金融機関との信頼関係を守るという考え方から、「情報公開協定書の対象文書として定められていないため提出は控えさせていただきます。」との回答がされている。

しかしながら、本件決定後も情報公開制度の趣旨に鑑み、重ねて博多港開発を通じ、金融機関に公開の方向で検討を依頼してきたところ、銀行側の意向も踏まえ、黒塗り協定書について平成17年12月に博多港開発から任意による提供を受けるに至った（利率や各金融機関の融資割合等については一部非公開。）。

オ 実施機関が本件決定を行うに至った理由

(ア) 情報公開協定書第3条に定める対象文書に該当しない理由

今回の異議申立ては「情報公開協定書の対象文書としないのは不当である」との申立てであり、その申立ては情報公開協定書第3条第2号のア「事業計画の概要が記録されている文書」若しくは同条第3号のキ「会計上の書類」に該当する」という主張と解される。

前者の「事業計画の概要が記録されている文書」を規定した趣旨は、本市が作成し公表している「福岡市の主な出資法人の概要」に掲載されている程度の情報は積極的に市民に開示していくよう定めたものであり、本件対象文書は「事業計画の概要が記録されている文書」には該当しないと判断した。

後者の「会計上の書類」を規定した趣旨は、商法第293条の6の規定により株主が閲覧請求権を行使することによってのみ知り得る文書を、積極的に市民に提供できるように情報公開協定書に明記しているものであり、その対象となる文書の範囲は、商法が規定する範囲と同一となるものと解している。

そして、判例においても「商法二九三条の六は少数株主の閲覧謄写請求権の対象を「会計ノ帳簿及書類」に限定しているところ、ここでいう「会計ノ帳簿」とは、商法三二条及び企業会計原則に基づけば、通常会計学上の仕訳帳、元帳及び補助簿を意味し、「会計ノ書類」とは、会計帳簿作成に当たり直接の資料となった書類、その他会計帳簿を実質的に補充する書類を意味するものと解するのが相当である。」（横浜地方裁判所判決／平成元年（ワ）第2281号）とされている。

本件対象文書は、金融機関が融資の相手方との間で融資枠、返済期限、返済方法、融資利率、担保物件等の融資の条件を定めた文書であり、直接会計帳簿の記録材料とならないため、商法に規定する株主の閲覧請求権の対象となる文書とはいえず、よって情報公開協定書の対象文書ではないと判断したところである。

(イ) 博多港開発における任意の提出について

条例上出資団体は、その公益的性格により、市民に対する説明責任を果たす必要があることから、情報公開協定書の対象外の文書であっても可能な限り福岡市に提出するなど情報公開に関して必要な措置を講じるよう努める責務を負っており、博多港開発もその趣旨は十分に認識しているところである。

しかしながら、本件対象文書には、金融機関と融資の相手方（博多港開発）との間の融資枠、返済期限、返済方法、融資利率、担保物件の内容について記載されており、これらの内容が公表されると、金融機関が他の融資先の融資条件を決定する際に重大な支障を及ぼすこととなり、事業活動を行う上での正当な利益を害するおそれがある。現に、本件決定時点では、銀行からは、本件対象文書は公表しないよう強く申入れを受けている。

その後、博多港開発は本市の要請を受け、金融機関に公開の方向での検討を依頼し、平成17年12月に一部公開に至ったが、その際にも非公開部分である「利率や各融資銀行団の融資割合等」については、その内容を公にすることにより営業活動に支障が生じるおそれがあることから、公開しないよう強く申入れを受けている。

博多港開発の事業は主として民間の金融機関より資金調達を行って実施していることから、金融機関との信頼関係は博多港開発の事業の実施にとって不可欠であり、経営の根幹に関わる重要なものとなっている。このような中で、金融機関側が難色を示している本件対象文書の公開が行われると、金融機関との間の信頼関係を著しく損ねることとなり、その結果、円滑な資金調達ができなくなるなど、事業の遂行に支障を生じるだけでなく、会社そのものの存亡に関わる極めて重大な事態となるおそれがある。

カ 結論

以上の理由により、公開請求時点では、情報公開協定書第3条に規定する対象文書に該当せず、また、金融機関への影響を考え博多港開発が行った、任意の提出も困難であるとの判断は妥当であると考えられ、実施機関が行った本件決定は正当かつ妥当な処分である。

また、本件決定後に本市からの要請に応じ、任意により提出を受けた黒塗り協定書について、博多港開発がその一部を非公開としたことについては、協定の相手方である銀行団から公開できないとする申入れを受けていたこと及び非公開部分が条例第7条第2号に定める法人等事業情報に該当することを考慮すると、適切な措置であったと考えるものである。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

本件において異議申立人が公開を求めた公文書は、博多港開発と協調融資銀行団との間で締結されたアイランドシティ整備事業資金の融資に係る協定書で融資の条件等について記録されていると認められ、当初の協定書、一部を変更する協定書、改訂協定書及び追加協定書も含めて5件の協定書である。

(2) 博多港開発について

博多港開発は、博多港の整備を促進し、その発展に寄与するため昭和36年10月に広く民間資金を活用し、将来の発展に対応するために福岡市をはじめとし、港湾関係業

者並びにその他民間業者の出資により、株式会社として設立された団体であり、本市から51パーセントを出資し本市の施策方針を反映させることとしており、後の49パーセントは76名の民間事業者が出資している。

また、福岡市が51パーセントを出資していることから、条例第39条の適用のある市が出資する法人に該当するため、条例第39条第4項の規定に基づく情報公開協定書を平成14年9月2日に締結している。

(3) 本件決定の妥当性について

まず、実施機関が不存在を理由として行った本件決定の妥当性について検討する。

ア 実施機関は、公開請求時点では本件対象文書を保有しておらず、情報公開協定書に規定している対象文書でないと判断した上で、実施機関の責務として、博多港開発に対し条例第39条の趣旨に基づき、本件対象文書の提出を求めるとともに、協議を重ねたが、本件決定時点では、博多港開発からは、民間企業同士の事業経営上の取り決めであり、取引金融機関との信頼関係を守るという考え方から、「情報公開協定書の対象文書として定められていないため提出は控えさせていただきます。」との回答があっているため、本件決定を行ったものである旨主張している。

また、その後、博多港開発から黒塗り協定書の提供を受けたため、任意提供した旨主張している。

イ 条例第2条第2号で公文書とは、実施機関の職員（福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社にあっては、役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと規定されており、職員が職務上取得した文書等とは、受領した時点以降のものであって、組織において利用可能な状態で保有されているものをいうものと解される。

ウ したがって、条例第39条第3項及び第4項の規定に基づき出資法人等から提出された文書等は、実施機関に提出された時点で受領したことになるものと認められるため、提出された時点で実施機関の職員が職務上取得した文書に該当することになる。

また、情報公開制度においては、実施機関が公開決定時点で作成し、又は取得した文書等で、保有している公文書が対象となるもので、保有していないものを対象とすることは認められないと解する。

エ そこで、まず、実施機関の本件対象文書の保有について検討すると、本件決定時においては、実施機関が本件対象文書を保有していない事実は認められるが、その後、実施機関からの働きかけにより、一部黒塗りとされたものとはいえ、黒塗り協定書が博多港開発から提出された時点で実施機関が受領したことになるものと解される。また、実施機関が受領した黒塗り協定書は、異議申立人が公開請求した対象文書と合致しているものと認められる。

以上のことから、実施機関は、博多港開発から黒塗り協定書を受領した時点以降は、黒塗り部分のある本件対象文書として保有していると考えられるべきである。

オ さらに、実施機関は、黒塗り協定書を異議申立人に任意提供したと主張しているが、その提供は、いわば、事実上、一部公開したものとみることができる。

カ したがって、本件事案においては、実施機関が公開決定時点に本件対象文書を保有していないが、公開決定後に本件対象文書を保有したような場合は、現に保有している以上、不存在とは認められないため、実施機関が不存在を理由に行った本件決定は、取り消すことが妥当であると判断する。

キ なお、当審査会としては、本件事案のように、公開決定時点において保有していない場合であっても、その決定後に公開請求に関連して取得し、異議申立人に提供する場合にあっては、保有する公開請求に係る公文書を公開したものとみることができることから、その提供した範囲で妥当な処分に変更することなどを実施機関において検討されることを要望するものである。

(4) 情報公開協定書の対象文書該当性について

次に、本件対象文書に関して、情報公開協定書の対象文書の該当性について検討する。

ア まず、条例第39条は、市が出資している法人（福岡市住宅供給公社及び福岡市土地開発公社を除く。）、市がその者のために債務を負担している法人又は市が補助金、交付金、負担金その他の財政的援助を行っている法人その他の団体で規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、本市とは別の独立した法人であり、条例上の実施機関とすることは困難であるが、本市が出資や財政的援助を行っていることから、市民に対する説明責任を果たす観点から、出資法人等の情報公開を推進するため、実施機関及び出資法人等の責務を定めたものである。

イ さらに、条例第39条第4項に規定する出資法人等との情報公開に関する協定は、文書の提出及び当該文書の公開決定等を円滑かつ適正に行うため、その提出を求める文書の範囲その他必要な事項について定めるものであり、その書式内容は、法人の性格、業務内容にも配慮するとともに出資法人等の区別等を勘案して、市民に公開することを念頭に置いた内容として作成され、提出を義務付ける文書を具体的に列挙するものとなっている。

ウ 実施機関は、上記3(2)オ(ア)で述べたとおり、本件対象文書は、情報公開協定書第3条第2号のアの「事業計画の概要が記録されている文書」及び情報公開協定書第3条第3号のキの「会計上の書類」に該当しないものであり、情報公開協定書の対象文書ではないと主張している。

エ そこで、情報公開協定書を見分したところ、契約書は条文上提出を義務付ける文書となることは明らかで、情報公開協定書の対象文書である。一般的に契約とは、

当事者が互いに権利を取得し、義務を負担するという当事者の合意であり、その合意を証する書面が契約書であると解されることからすると、本件対象文書は、銀行と博多港開発との間における融資に関する権利と義務が定められ、具体的な融資の基となった文書であると認められることから、書面の表記が契約書でないからといって、契約書でないとは解するのは、情報公開協定制度の趣旨を踏まえると、不合理であると考えられる。むしろ、本件対象文書は契約書であると解し、情報公開協定書の対象文書であると考えの方が合理的であると判断する。

したがって、実施機関の主張は妥当でなく、実施機関は、本件対象文書を情報公開協定書の対象文書として博多港開発から取得すべきであると判断する。

オ なお、実施機関が本件決定後に取得している黒塗り協定書は、博多港開発により一部を黒塗りとされたものであるが、出資法人等との情報公開協定制度においては、実施機関が取得した情報公開協定書の対象文書に、条例に規定された非公開情報が含まれている場合、出資法人等の意見も聴きながら、実施機関が非公開情報に該当すると判断した部分を黒塗りにするなどの処理を行うものであり、出資法人等が黒塗りした上で実施機関へ対象文書を提出することは予定されていないことから、博多港開発が本件対象文書の一部を黒塗りとしたことは妥当ではない。

(5) 条例第7条第2号（法人等事業情報）の該当性について

ア 条例第7条第2号（以下「第2号」という。）は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等については、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

イ 実施機関は、非公開部分が公表されると、金融機関が他の融資先の融資条件を決定する際に重大な支障を及ぼすこととなるなど、事業活動を行う上での正当な利益を害するおそれがあるとして、第2号に該当するため非公開とする旨主張している。

ウ 当審査会は、本件事案の調査審議に当たり、条例第28条により、実施機関が行った公開決定等の妥当性を調査審議するために、当該公開決定等に係る公文書を直接見ることができるインカメラ審理の権限が認められていることから、黒塗り部分のない本件対象文書を提出するよう実施機関に求めたが、実施機関は博多港開発から黒塗り部分のない本件対象文書を取得せず、結果として、当審査会が本件対象文書を直接見ることができなかつたため、実施機関が非公開を主張している黒塗り部分について、第2号に該当することの妥当性を判断できなかつたものである。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年10月20日	実施機関からの諮問
平成18年 2月21日	実施機関が弁明意見書を提出
平成18年 3月31日	異議申立人が反論意見書を提出
平成18年 7月26日(第2部会)	異議申立人の口頭意見聴取及び審議
平成18年 8月24日	審査会委員による実施機関より口頭意見聴取
平成18年 9月28日(第2部会)	審議
平成18年10月24日(第2部会)	審議
平成18年11月21日(第2部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子